

公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

秀明大学（以下「本学」という。）では、「秀明大学における公的研究費の取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）第16条の規定により、具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1.対象	公的研究費の運営及び管理に関わる構成員	全ての構成員
2.目的	自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること
3. 内容 方法 頻度	<ul style="list-style-type: none"> ① 説明会、e-learning 等による教育の実施（年1回） ② 公的研究費の取扱いに関する理解度調査実施（年1回） ③ 「公的研究費ハンドブック」による教育の実施（年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 電子掲示板やメール等を活用した啓発活動の実施（年3回） ② ポスター等による啓発活動の実施（随時）